

長崎市空家等対策の推進に関する条例

平成25年3月21日

長崎市条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用を図るため、市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、もつて市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。次条において同じ。）に対し、空家等の適切な管理及び活用に関する意識の啓発を行うものとする。

2 市は、所有者等に対し、空家等の適切な管理及び活用について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市に当該空家等の情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市長は、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第6条第1項の規定に基づき、長崎市空家等対策計画（以下この条において「空家等対策計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、空家等対策計画を策定するに当たっては、あらかじめ、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市住宅審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、空家等対策計画を策定したときは、法第6条第3項の規定に基づき、一般の閲覧に

供する等の方法により公表するものとする。

4 前2項の規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(緊急安全代行措置)

第7条 市長は、空家等が緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、かつ、当該空家等を放置することが公益に反すると認められる場合は、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の応急措置(以下この条において「緊急安全代行措置」という。)をとることができる。

2 市長は、緊急安全代行措置をとる場合においては、所有者等を確認することができない場合を除き、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、緊急安全代行措置をとつたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。

(協力要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、特定空家等が所在する地域を管轄する警察署長その他の関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は平成27年10月1日から施行する。